

発議案第1号

北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条の規定に基づき、北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和7年2月12日提出

提出者 北上地区消防組合議会議員 刈田 敏

賛成者 北上地区消防組合議会議員 熊谷 浩紀

同 藤原 常雄

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備並びに刑法等の一部を改正する法律の公布により懲役及び禁錮を拘禁刑に改正をしようとするものである。

北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合議会個人情報保護条例（令和5年北上地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前		改正後	
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び<u>第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
	[略]		[略]	
	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反し	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反し
		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると

て利用さ れている とき	き、又は番号法第29条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファイル（番号法第 2条第9項に規定する特定個人情報ファイ ルをいう。）に記録されているとき
--------------------	--

[略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて
は、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しく
は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、
専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に
関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイ
ルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対
し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示
を請求することができる。

2 [略]

（適用除外）

て利用さ れている とき	き、又は番号法第29条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファイル（番号法第 2条第10項に規定する特定個人情報ファイ ルをいう。）に記録されているとき
--------------------	---

[略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて
は、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しく
は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、
専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは
福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録
するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情
報ファイルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対
し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求すること
ができる。

2 [略]

（適用除外）

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2

る。

第51条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第51条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的

で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出